

令和2年度 第2回宮城県渋滞対策連絡協議会

日 時:令和3年3月8日(木)

13時30分～

会 場:TKP ガーデンシティ PREMIUM

仙台西口 7階

カンファレンスルーム7G

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

- ① 宮城県渋滞対策連絡協議会のこれまでの取組み
- ② コロナ下における交通状況と令和2年度モニタリング期間の設定
- ③ 今年度実施した渋滞対策
- ④ 次年度の渋滞対策方針について
- ⑤ 新たなWGの進め方(観光渋滞、施設渋滞、イベント渋滞WG)
- ⑥ 最近の話題提供

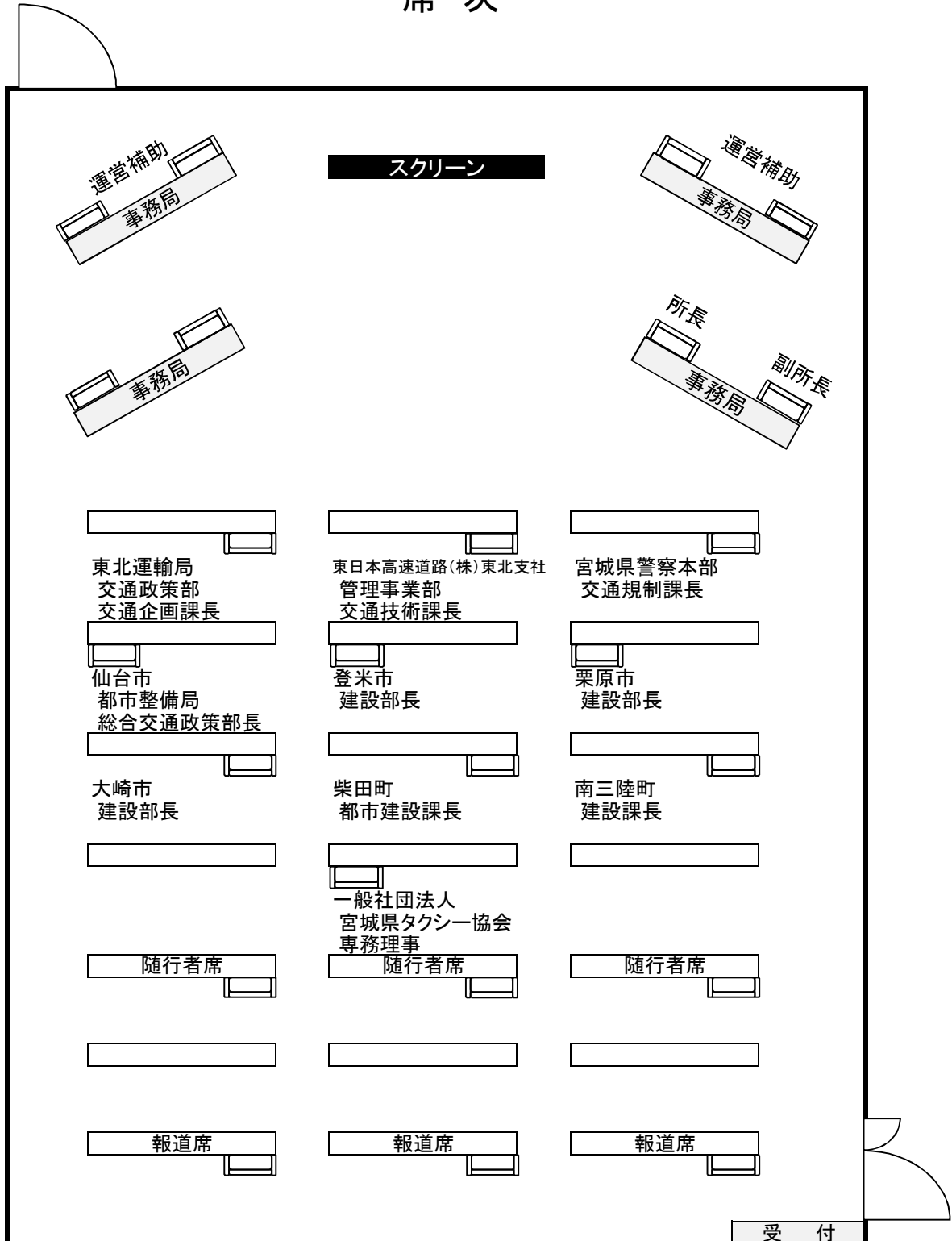
4. 質疑応答

5. 閉 会

令和2年度 第2回 宮城県渋滞対策連絡協議会

日時：令和2年3月8日(月)
場所：TKPガーデンシティ仙台

席次



令和2年度 第2回 宮城県渋滞対策連絡協議会

委員名簿 兼 出欠名簿

	機関名	役 職	出 欠	来場形式
会長	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長	出席	来場
委員	東北運輸局	交通政策部 交通企画課長	出席	来場
委員	東北運輸局	自動車交通部 旅客第一課長	出席	Web
委員	東北運輸局	宮城運輸支局 首席運輸企画専門官	欠席	-
委員	東北地方整備局	企画部 広域計画課長	欠席	-
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第一課長	欠席	-
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長	出席	Web
委員	東北地方整備局	道路部 地域道路課長	欠席	-
委員	東北地方整備局	道路部 交通対策課長	出席	Web
委員	東日本高速道路(株) 東北支社	管理事業部 交通技術課長	出席	来場
委員	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	BRT計画課長	欠席	-
委員	宮城県警察本部	交通規制課長	出席	来場
委員	宮城県 土木部	道路課長	出席	Web
委員	宮城県 土木部	都市計画課長	出席(代理)	Web
委員	仙台市 都市整備局	総合交通政策部長	出席(代理)	Web
委員	仙台市 建設局	道路部長	出席(代理)	Web
委員	石巻市	建設部長	欠席	-
委員	塩竈市	建設部長	欠席	-
委員	気仙沼市	建設部長	出席	Web
委員	白石市	建設部長	出席(代理)	Web
委員	名取市	建設部長	欠席	-
委員	多賀城市	建設部長	出席(代理)	Web
委員	岩沼市	建設部長	出席(代理)	Web
委員	登米市	建設部長	出席	来場
委員	栗原市	建設部長	出席(代理)	来場
委員	東松島市	建設部長	出席	Web
委員	大崎市	建設部長	出席(代理)	来場
委員	富谷市	建設部長	欠席	-
委員	蔵王町	建設課長	出席	Web
委員	大河原町	地域整備課長	欠席	-
委員	村田町	建設課長	出席(代理)	Web
委員	柴田町	都市建設課長	出席(代理)	来場
委員	亘理町	都市建設課長	出席(代理)	Web
委員	山元町	建設課長	欠席	-
委員	松島町	建設課長	欠席	-
委員	七ヶ浜町	建設課長	欠席	-
委員	利府町	都市整備課長	欠席	-
委員	大和町	都市建設課長	欠席	-
委員	大衡村	都市建設課長	出席	Web
委員	加美町	建設課長	欠席	-
委員	涌谷町	建設課長	欠席	-
委員	美里町	建設課長	欠席	-
委員	南三陸町	建設課長	出席(代理)	来場
委員	公益社団法人 宮城県トラック協会	専務理事	出席(代理)	Web
委員	公益社団法人 宮城県バス協会	専務理事	出席	Web
委員	一般社団法人 宮城県タクシー協会	専務理事	出席	来場

宮城県渋滞対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「宮城県渋滞対策連絡協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮城県内における慢性的渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について検討、協議を行う。

- (1) 渋滞実態の把握、分析
- (2) 渋滞対策に関する施策の検討
- (3) 渋滞対策に関する整備計画の策定
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、宮城県、仙台市、宮城県警察本部、関係する市町村及び会長が認める機関の職員により構成する。

(協議会)

- 第5条
1. 協議会には会長を置き、会長は国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長とする。
 2. 会長は、協議会を統括し協議会を招集する。
 3. 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
 4. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて会長が指名するものを委員として参加させることができる。

(部会)

第6条 会長は協議会の目的達成のため、必要に応じ部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。
事務局は、国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所調査第二課、及び宮城県土木部 道路課、同県同部 都市計画課、仙台市都市整備局 総合交通政策部 交通政策課、同市同局同部 公共交通推進課、同市 建設局道路部 道路計画課に置く。

付則 この規約は、平成 5年 6月16日から施行する。

平成 6年 9月12日改正
平成 9年11月 6日改正
平成11年 7月30日改正
平成14年 2月 7日改正
平成17年11月18日改正
平成21年12月17日改正
平成29年 8月24日改正
令和元年 8月 2日改正